

2014

大垣消防組合後期基本計画



## 目 次

### はじめに

大垣消防組合基本計画とは

- 1 基本構想と基本計画について
- 2 実施計画について
- 3 後期基本計画について
- 4 後期基本計画の構成

### 第1章 重点施策

### 第2章 施策体系

- 1 消防組織・体制づくり
  - (1) 組織の機能強化
  - (2) 職員の教養訓練
- 2 通信指令体制の整備
  - (1) 消防救急無線のデジタル化に伴う運用整備
  - (2) 口頭指導体制の向上
  - (3) 迅速正確な出動指令
  - (4) 大規模災害時の災害情報共有システムの運用
- 3 救急体制の強化
  - (1) 救急業務の高度化の推進
  - (2) 増加する救急業務への対応
  - (3) 住民への応急手当の普及啓発
- 4 防火対策の推進
  - (1) 防火思想の普及啓発
  - (2) 住宅防火対策の推進
  - (3) 建築物の火災予防対策
  - (4) 危険物施設の安全対策
- 5 地域防災力・消防力充実強化
  - (1) 各種団体の育成指導
  - (2) 事業所の消防力育成
  - (3) 消防団との連携強化

## 6 災害対応力の強化

- (1) 大規模災害時の対応力強化
- (2) 高速道路等における災害対応力の強化
- (3) 救助業務高度化の推進

## 7 消防施設等の充実強化

- (1) 消防署所の整備
- (2) 消防車両・消防資機材等の整備・更新

### 第3章 「大垣消防組合後期基本計画」の検証・評価

- 1 後期基本計画運用体制
- 2 重点施策、施策体系の検証・評価

#### ○ 参考資料

- 1 用語集
- 2 個別施策の指標と目標値一覧表



■東日本大震災における大垣消防組合の活動状況

# 大垣消防組合後期基本計画とは

## 1 基本構想と基本計画について

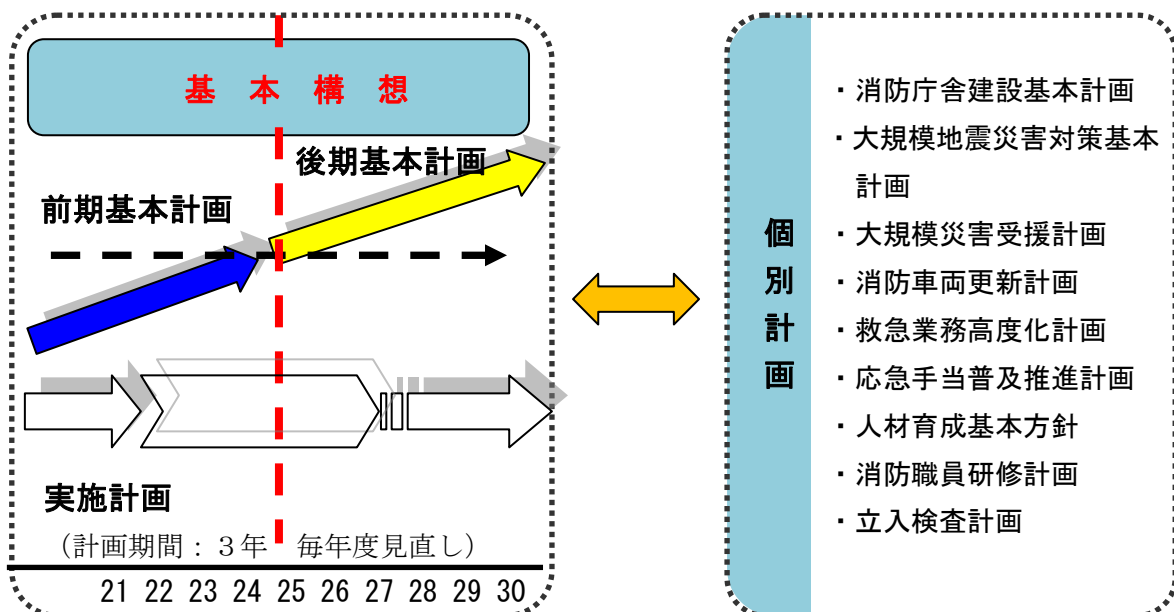
大垣消防組合基本構想とは、長期展望に立った基本理念と将来像を明らかにするもので、最上位の計画でありその目的は以下のとおりです。

### 大垣消防組合基本構想の目的

- 1 大規模災害から管内住民の「命と財」を守る防災の要として、住民との共同防災体制の構築。
- 2 消防防災体制に関する諸施策の基本的、長期的な方向性を明らかにするために、必要かつ不可欠な整備目標を示す。
- 3 消防に関連する関係行政機関との協調体制を高める。

基本構想は、平成21年度を初年度とし、目標年次は平成30年度に設定されています。

基本構想に定めた将来像を実現するため、消防施策を総合体系的に示したものが、基本計画です。基本計画は、平成21年度から平成25年度までを前期とし、平成26年度から平成30年度を後期としています。



## 2 実施計画について

基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、(財政的な裏付けを持たせた) 具体的な事業を示したもので、3か年計画で策定し、毎年度見直しを行います。

## 3 後期基本計画について

平成25年度で前期基本計画が終了することから、引き続き、総合的かつ計画的に安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、次の5か年に向けた「大垣消防組合後期基本計画」を策定するものです。

### 策定のポイント

#### ① 将来を見通した計画

現在の社会状況を把握するとともに、今後の変化を予測し、当消防組合の現状と課題を整理し、多様化する住民ニーズに対し的確に対応していく計画づくりを行います。

#### ② 経営の観点を取り入れた計画

限られた経営資源(人材・予算)の中で、より一層の行政改革に取り組みながら、真に必要なものを見極め、事業の選択と集中により効率的・効果的に施策を推進していく計画づくりを行います。

#### ③ 成果を重視した分かりやすい計画

前期基本計画に引き続き、成果を重視した計画とするため、数値化した目標指標を設定し、目標に対する達成状況を明らかにするなど、住民に成果が分かりやすい計画づくりを行います。



#### 4 後期基本計画の構成

後期基本計画は、「安全・安心なまち」の実現のため、7つの施策体系とそれを達成するために21の個別施策で構成しています。個別施策は平成30年度までに達成する目標値を明示し、全職員がその目標値に向かって取り組めるようにするとともに、達成度が分かりやすいように構成しています。

基本方針	施策体系	個別施策	
拡大する住民ニーズに対応できる体制を整備する	消防組織・体制づくり	組織の機能強化	
		人材育成	
	通信指令体制の整備	消防救急無線のデジタル化に伴う運用整備	
		口頭指導體制の強化	
		迅速正確な出動指令	
		大規模災害時の災害情報共有システムの運用	
	救急体制の強化	救急業務の高度化の推進	
		増加する救急業務への対応	
		住民への応急手当の普及啓発	
参画と協働の理念に基づき住民や地域の防災力を高める	防火対策の推進	防火思想の普及啓発	
		住宅防火対策の推進	
		建築物の火災予防対策	
		危険物施設の安全対策	
	地域防災力・消防力の充実強化	各種団体の育成指導	
		事業所の消防力育成	
		消防団との連携強化	
	大規模災害等に適切に対応できる体制を構築する	災害対応力の強化	大規模災害時の対応力強化
			高速道路等における災害対応力の強化
救助業務高度化の推進			
消防施設等の充実強化		消防署所の整備	
		消防車両・消防資機材等の整備・更新	

## 第1章 重点施策

安全・安心な街づくりのために、基本計画の最終年次である平成30年度までに実現を目指す指標として次の6つを設定し、施策の達成度を検証するものとしします。

項目	平成19年	平成25年	目標数値	適用
火災による死者数	0人	2人	0人	(過去10年間で19年のみ0人)
年間の火災発生件数	83件	81件	70件	
火災原因に占める放火の割合	13%	21%	10%	放火の疑いを含む。
心肺停止者の救命率	3.9%	15.4%	12%	
救急車の現場到着時間	6分6秒	7分41秒	5分30秒	
傷病者の搬送時間	17分48秒	20分47秒	15分00秒	

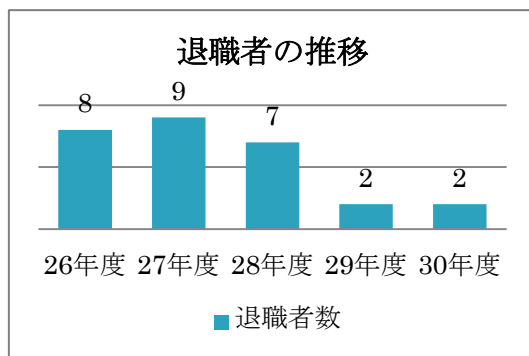
## 第2章 施策体系

### 1 消防組織・体制づくり

近年東日本大震災をはじめとする巨大台風、竜巻の発生等の自然災害が発生しています。また、30年以内には確実に発生すると言われる南海トラフ巨大地震やNBC災害、列車脱線事故等想定することができないような災害の発生も危惧されております。このような状況の中、我々消防には、こうしたあらゆる災害から住民の生命・身体・財産を守り、住民生活の安全を確保するとともに、災害を防除し、被害を最小限に軽減するという任務があります。その任務を果たすためには、人的資源「人」が必要となります。消防庁では、「消防力の整備指針」を定め、人員の整備目標を示していますが、当消防組合の現状とはかけ離れており、定数の増員を検討していく必要があります。

一方で、近年の当消防組合管内の災害傾向を分析すると火災発生件数は、10年前と比較すると平成15年が82件に対して平成24年は62件と減少傾向にあるのに対して、救急出動件数は、8,383件が9,346件と大幅に増加しています。こうした消防需用から考えると救急に対する専門的な課を設置するなど消防需用を的確に把握し、事務事業の見直しや事務の効率化を図りつつ、重点ポイントを見極め、業務執行体制の見直しなど、経営資源をより最大限に活用出来る新たな組織を構築していく必要があります。

また、今後5年間で知識・経験を有するベテラン職員が28人退職することで、各種の災害に対応する消防力の低下が大きく懸念されます。こうした状況の下、「安全・安心なまちづくり」の実現のためには、職員の退職を見越した新規職員の計画的な採用が必要となってきます。また新規に採用された職員を住民から信頼される職員に育成するために、約1年間に及ぶ消防学校初任教育・専科教育救急科に派遣するなど、若手職員の研修体制を充実させ職員の資質向上を図って行く必要があります。



■安全衛生研修会



## ★ 個別施策 1-1 組織の機能強化

## 《現状と課題》

当消防組合では、平成17年2月に消防本部・中消防署併設庁舎が現在地へ移転し、跡地に分駐所を新設したことに伴い、定数を10人増員し220人体制となっています。消防庁では、消防が施設及び人員を整備する目標として「消防力の整備指針」を定めていますが、その「消防力の整備指針」で定める人員整備の目標と当消防組合の人員の現状は、大きくかけ離れており、定数の増員を含めた組織の機能強化を検討する必要があります。

また、指揮隊の強化、救急救命士の処置拡大をはじめとする救急業務の高度化の推進、高圧ガス等に関する県からの権限委譲、更に南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害等への対応など、ますます増大する消防に対する住民ニーズに応えるため、組織の再編を図りあらゆる課題に迅速に対応できる体制を構築する必要があります。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
定数の見直し	定数増員の検討		総務課	消防職員採用計画

## 《今後の取り組み》

- ・ 消防力整備指針及び拡大する住民ニーズに対応するために定数の増員の検討
- ・ 住民のニーズに応えるために、各種災害に対応できるよう消防力の整備指針に基づく適正な職員の配置、指令課職員の増員、予防専従員の増員、救急専門課の設置等組織の再編を随時検討します。
- ・ 再任用職員の採用と有効な配置を検討します。

## ★ 個別施策 1-2 人材育成

## 《現状と課題》

職員が退職することで、今まで現場で培ってきたベテラン職員の経験という目に見えない財産が消滅します。その財産の伝承が大きな課題となっています。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
階層別研修の実施	—	1回(5)	総務課	消防職員研修計画

## 《今後の取り組み》

- ・ 各階層による研修を実施します。
- ・ 消防大学校、岐阜県消防学校へ職員を定期的に派遣します。
- ・ OJTを積極的に推進します。

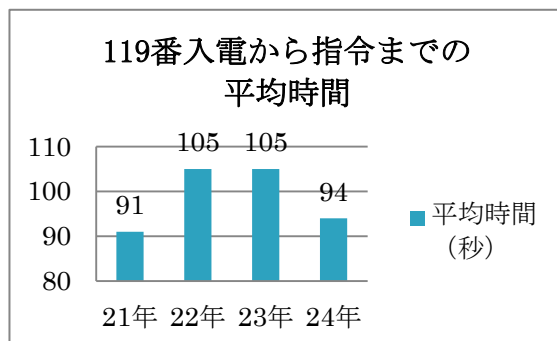
## 2 通信指令体制の整備

消防救急無線は、これまでアナログ通信方式により音声主体の運用が行われていますが、消防救急デジタルに関する電波法改正（平成20年5月13日告示改正、総務省告示第291号）により、現行のアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日と規定され、デジタル化整備をすることと定められました。

大垣消防組合では、平成24年、各所属に次期指令システム更新に対する要望調査を行うとともに、消防救急デジタル無線の電波伝搬調査及び基本設計を実施しました。平成25年度には「消防救急デジタル無線整備工事と高機能指令センター整備」に関する実施設計を行い、高機能消防指令センターほか工事業を実施し、平成26年12月から消防救急デジタル無線及び新高機能消防指令センターの運用開始を予定しております。

最新の消防指令システムを導入することで、119番通報の受付から災害種別に応じた出動指令までを自動化し、現場到着時間の短縮や指令の確実性が実現できるとともに、消防救急無線デジタル化に伴う通信体制の見直しと情報の共有化を図ることで、住民の尊い生命や財産を守り、また、災害情報共有システムを設けることによって、大規模災害発生時に、消防車両の配置や対応状況等を標示し、的確な作戦を立てやすくします。

現在、災害通報の対応は同時に8回線までの119番回線の受信が可能です。しかし、受信する指令課員の人員配置は、昼間は日勤者及び当務員3人の5人体制、夜間においては当務の指令課員1人と中署補勤者1人の2人体制です。したがって、配置人員以上の119番が同時に入信すれば、出動指令の遅れや出動隊への支援情報の提供、関係機関への連絡などにおける人員不足が生じているのが現状です。また、より多くのデータを管理・検索できるよう機能向上することは、最新の技術動向に適応した消防指令システムの機能を付加するためにもデジタル整備と同時に進行し、それを扱う職員の育成も必要となります。



■更新後の指令センター完成予想図

## ★ 施策 2-1 消防救急無線のデジタル化に伴う運用整備

## 《現状と課題》

現行のアナログ周波数の使用期限が平成 28 年 5 月 31 日と定められており、平成 25 年度事業として整備を実施したところですが、デジタル波の実際の伝搬状況や各隊が使用する署活系無線の活用について長所・短所を調査し運用マニュアルを早期に整備する必要があります。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
消防救急無線のデジタル化	—	—	指令課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 消防救急無線デジタル化に伴い、大垣消防組合消防通信規程等を改正します。
- ・ 消防隊員がデジタル無線と署活系無線を使用することから、スムーズな運用ができるように無線運用マニュアルを整備します。

## ★ 個別施策 2-2 口頭指導体制の強化

## 《現状と課題》

バイスタンダーによる心肺蘇生法が救命率の向上に寄与することは医学的見地から明らかであり、119番通報の受信時に通報者に対して応急手当を的確に口頭指導できる指令課員の養成を図ることが重要な課題となっています。

通報者に興奮や動揺が見られる場合は、適切な指導が伝わりにくい状況にあります。このため、通報者の気持ちを和らげる的確な指導をするためには、口頭指導に必要な知識に加えて、指令課員として培われた経験と技術（話術）が必要になります。しかし、通報者が通行人であったり、傷病者と直接関係がない場合などには、傍観者的であったり、自信が無いとのことで敬遠されるケースもあります。こうした場合に、勇気をもって救命のリレーに当たり前のように加わることのできる土壌づくりが急務です。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
口頭指導の実施率	94%	100%	指令課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 的確な口頭指導が実施できるよう、講習の受講や反復訓練を行うことで指令能力の高度化を図ります。
- ・ 救急講習に通報訓練の導入を検討します。

## ★ 個別施策 2-3 迅速正確な出動指令

## 《現状と課題》

平成 16 年度に整備した現在の高機能指令システムの運用開始から概ね 10 年が経過しています。その間に、梅谷片山トンネルの開通や東海環状自動車道の一部開通等道路事情に大きな変化が見られ、また、新たなる防火対象物が完成するなど、社会環境が大きく変化しています。また、今後の高齢化社会から救急車の需要は増加することが予測されることから、新システムを活用し、災害現場の状況を的確に把握するとともに、要請場所の直近にある救急車を出動させ 1 分 1 秒でも早期の到着と活動を実現します。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
119 番入電から指令時間	1 分 34 秒	1 分 20 秒	指令課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 出動場所の早期検索と CPA、高エネルギー事故などのキーワードを捉え、ドクターヘリ等も含めた最適な出動指令をします。
- ・ 119 番通報の輻輳時や重篤救急事案に対応できる体制を構築します。

## ★ 個別施策 2-4 大規模災害時の災害情報共有システムの運用

## 《現状と課題》

現在、大規模災害発生時は、職員が創意工夫して作ったアナログなシステムを使い対応することとしています。しかし、その準備には多くの人員が必要で、災害発生時、すぐに立ちあげることは難しいところです。大垣消防組現有の能力を考察しながら、適切な隊を出動させ確実な活動を実現することを目的とするため新システムでは、管内における災害発生状況を取り込み、消防車両の配置や他県消防応援状況等を地図上に配置し、リアルタイムに必要な情報を把握できる仕組みとしています。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
運用マニュアルの作成	—	—	指令課 警防課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 現場作戦支援 GIS の災害情報共有システムを導入し、いつ発生するか分からない大規模災害発生に備えます。
- ・ 新システムの導入によりマニュアルを改正し運用します。

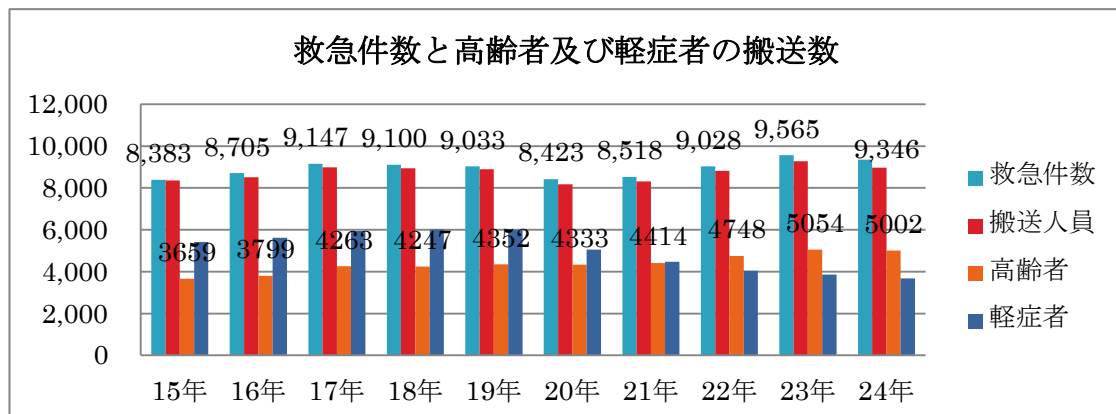
### 3 救急体制の強化

総務省消防庁が発表している「平成24年版救急・救助の現況」によると心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例において、一般市民による心肺蘇生が行われたものに行われなかったものを比較すると、社会復帰率は心肺蘇生が行われた方が、2倍以上高いという統計があります。このことから、救命率を向上させるためには、そこに偶然又は必然的に居合わせた住民（バイスタンダー）による心肺蘇生実施率を向上させることが重要であると考えられます。また、平成16年7月から一般市民にもAEDを使用できるようになり、平成25年には当消防組合管内ではじめて、バイスタンダーがAEDを使用し社会復帰した事案がありました。当消防組合独自の「安全・安心QQステーション」制度とともにAEDの設置と応急手当の普及啓発を実施していきます。

近年の救急出動件数は増加の一途をたどっていますが、その傾向を分析すると、平成24年中の救急搬送は65歳以上の高齢者が、全体の55.8%と半数以上を占め、軽症者の割合も41%と高い割合を示しています。ますます進む高齢化社会を考えると今後も高齢者の救急需用は増加すると予想されます。一方で、救急搬送における軽症者の割合の軽減については、「救急の日」等あらゆる機会を通して、住民に救急車の適正利用を啓発していきます。

救急救命士制度が平成3年に施行されて以降、気管挿管、アドレナリン投与、血糖測定とブドウ糖液投与、心肺機能停止前の静脈路確保の実施が認められるなど救命処置については、拡大の一途をたどっています。こういった処置の拡大に対応し、気管挿管やアドレナリン投与を実施出来る認定救命士を育成していく必要があります。こうした認定救命士を育成するため、救急救命研修所や病院実習に職員を派遣・育成し、住民の生命・身体を守ることに繋げていきます。

消防力整備指針では救急車に1人は救急救命士が搭乗するとされていますが、当消防組合の搭乗率は、96.3%と指針を若干下回っています。今後は、救急救命士の資格取得者の採用や救急救命研修所への職員派遣の増加等救急救命士の人数の増加を図る必要があります。



## ★ 個別施策 3-1 救急業務の高度化の推進

## 《現状と課題》

現在、国では、血糖測定とブドウ糖液投与、心肺機能停止前の静脈路確保の実施が認められ、法整備が進められているところです。そうした、国の動きに対応できるように、県のメディカルコントロール協議会で作成された「救急救命士再教育に関するガイドライン」に基づき再教育研修を進め、処置範囲の拡大に対応する救急救命士を養成し、一人でも多くの住民を救命できるように救急業務の高度化を推進していきます。

また、今後、救急救命士有資格者が退職を迎えるにあたり、より質の高い住民サービスを提供するために、計画的に救急救命士を採用・養成する必要があります。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
認定救急救命士の増員	※ 28人	41 人	警防課	救急業務高度化推進計画

※気管挿管・薬剤投与の両資格を有する救命士 1 人含む

## 《今後の取り組み》

- ・ 質の高い病院実習を実施し医師を現場へ投入し、住民を少しでも早く医師の管理下に置くために救急ワークステーションの導入を検討します。
- ・ 救急救命士の救急車への搭乗率を 100%にする上で、常時 2 人搭乗体制にします。
- ・ 病院前救護処置プログラム研修への公費負担による職員派遣を実施します。

## ★ 個別施策 3-2 増加する救急業務への対応

## 《現状と課題》

超高齢化社会の到来により、高齢者の救急搬送の割合が 10 年前と比較して 10%以上増加しています。今後、更なる高齢化等によりますます救急需用が高まることが予想されます。一方で、救急搬送した傷病者の中で緊急性が低い傷病者も依然として高い割合を占めています。こうした増加する救急需要に対応するとともに、緊急性が低いと思われる傷病者に救急車の適正利用を訴える必要があります。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
軽症傷病者の搬送割合の軽減	3,077 人	2,500 人	警防課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 「救急の日」等を利用し住民に救急車の適正利用を PR するとともに、市町の関係部署、医療機関や社会福祉施設と連携を強化し、対策を講じていきます。

## ★ 個別施策 3-3 住民への応急手当の普及啓発

## 《現状と課題》

心肺機能停止の傷病者が発生した場合、バイスタンダーが応急手当を行えば、傷病者の救命効果を向上させることは、医学的見地からも明らかにされています。当消防組合でも一般人がAEDを使用できるようになった平成16年から、応急手当の普及啓発を推進してきました。当初は、普通救命講習の受講者は順調に増えていましたが、現在は、当時の56%にまで落ち込んでいます。また、平成24年8月には、90分で応急手当が学べる救命入門コースが設置されるなど国でもその実施方法について検討されています。

## 《指標》

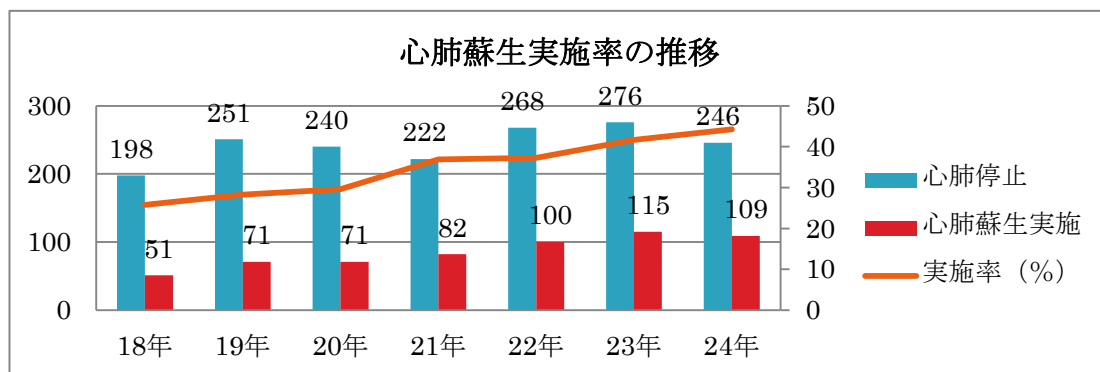
名称	24年度	30年度	担当課	備考
住民による心肺蘇生実施率	44.3%	70%	警防課	応急手当普及推進計画

## 《今後の取り組み》

- ・ 住民による心肺蘇生実施率を向上させるために、「一家にひとり救命者を！」を合い言葉に応急手当の普及啓発を今まで以上に積極的に行います。
- ・ 普通救命講習以上の講習受講者が居て、AEDが設置されている事業所に対して、認定する「安全・安心QQステーション」事業を推進し、AED設置事業所に対する普通救命講習の受講を促します。



## ■ 普通救命講習会



## 4 防火対策の推進

当消防組合における火災件数は、最近 10 年間、毎年 72 件前後で推移しており、大きな変動はありません。また、火災件数の中で、住宅火災発生件数は平均 47 件となっており、火災種別で見ると最も大きな割合を占めています。また、死者もほとんどが住宅火災により発生しており、さらに、このうち、高齢者（ここでは 60 歳以上）の占める割合は 74%と高い割合になっています。

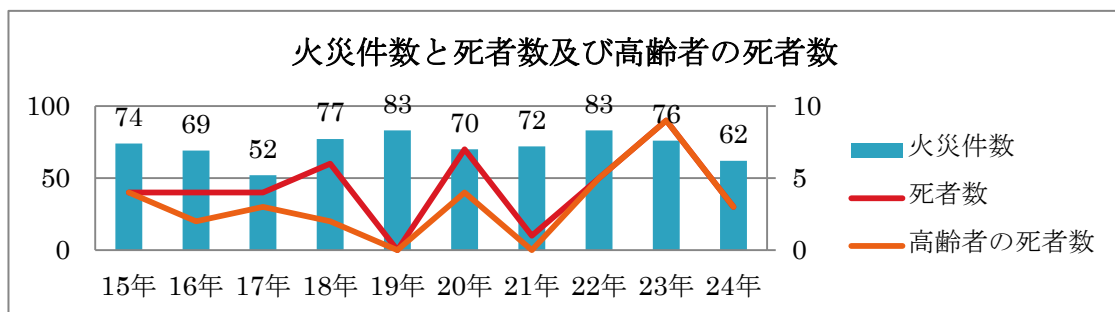
住宅火災による死者数が増加傾向にあることや住宅火災の死者の 7 割が高齢者であることから、今後、超高齢化社会を迎えるに当たって、死者が増加すると予想されます。このような状況から、消防庁では住宅用火災警報器の設置を義務づける法律を定め、既存住宅においては平成 23 年 5 月 31 日までに設置することとしました。今後、当消防組合では、既に実施している住宅用火災警報器設置の普及促進について、より積極的に取り組みます。

また、最近 10 年間に於いて、火災の発生原因の第一位は放火となっています。こうしたことから家の周りには、燃えやすい物を置かない等放火防止対策について積極的に広報し、放火防止に取り組むとともに、関係行政機関、地域住民や子ども達に対する防火思想の普及啓発について積極的に取り組みます。

近年の全国的な火災の傾向を見ると、診療所や小規模社会福祉施設等において社会的弱者が犠牲になる火災が発生しています。こうした火災の発生を受け、消防法令の改正が行われました。しかし、こうした消防法令の改正による消防用設備等の設置義務については、なかなか基準が満たされません。重大な消防法令違反は、住民の生命を脅かす一因になります。住民の安全・安心を守るために、事業所に対する違反の是正に努めてまいります。

当消防組合管内では、過去に危険物施設による爆発事故や火災による死者が発生しています。危険物施設の事故は、多くの人的、また、物的な被害を伴うので施設の安全確保に努める必要があります。したがって、今後も、継続的に危険物施設への立入検査を計画的に実施し、事故発生防止に努めます。

平成 24 年度から火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部について権限の移譲を岐阜県から受けています。こうした新しい事業に対する取り組みも必要となってきますので、予防技術資格者を中心とした職員への研修の体制を整備します。





## ★ 個別施策 4-1 防火思想の普及啓発

## 《現状と課題》

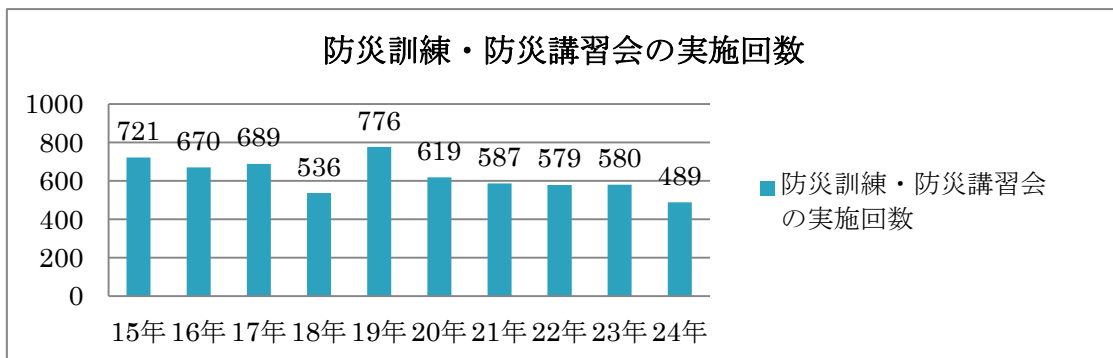
30年以内に発生すると言われている南海トラフ巨大地震や断層による直下型地震発生の危険性が危惧されるこの地域では、大規模災害時には自分達のまちは、自分達で守るという意識を持つ必要があります。しかし、近年、防災訓練等の実施回数は伸び悩んでいます。また、超高齢化社会を迎えるに当たって、高齢者や災害弱者の避難方法について確認しておく必要性が高まります。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
防災訓練・防災講習会の実施回数	489回	600回	予防課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 各地域で開催される防災訓練等へ積極的に職員を派遣し、災害へ備える意識を高めます。
- ・ 幼少期から意識付けすることで、自然に災害への備えが身につくように「大垣消防フェスタ」のような小さな子どもも楽しめ、学べる機会を増やしていきます。



■ 「大垣消防フェスタ2013」開催の様子

## ★ 個別施策 4-2 住宅防火対策の推進

### 《現状と課題》

平成23年5月31日までに既存の住宅を含めて、「住宅用火災警報器」の設置が義務づけられています。しかし、当消防組合管内の住宅用火災警報器の設置率は、県下で比較しても高くはありません。火災による死者の7割以上が住宅火災によることから、死者の発生を減少させるためには、住宅用火災警報器の設置率を高めることが課題となっています。

また、全国的にも同様の課題がありますが、火災の原因は、依然として「放火」が第一位となっています。こうした放火防止対策にも力を入れて取り組む必要があります。

### 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
住宅用火災警報器の設置率	66%	90%	予防課	

### 《今後の取り組み》

- ・ 消防団や女性防火クラブに協力を依頼し、毎年、同じ調査方法で住宅用火災警報器設置について管内住民に対するアンケートを実施するとともに、その結果を踏まえて未設置者へ普及促進を図ります。
- ・ 春、秋の火災予防運動期間を積極的に活用し広報をします。



■住宅用火災警報器の調査

## ★ 個別施策 4-3 建築物の火災予防対策

## 《現状と課題》

全国的な火災の特徴を見ると、診療所や小規模社会福祉施設による火災で死傷者が発生しています。このような自力で避難することが困難な者が入所する施設において火災が発生すると、大きな被害が起こるおそれがあります。また、多数の死傷者が発生した全国の火災事例を見ると、その理由は、消防用設備等の設置・維持管理不足もその一因としてあげられます。

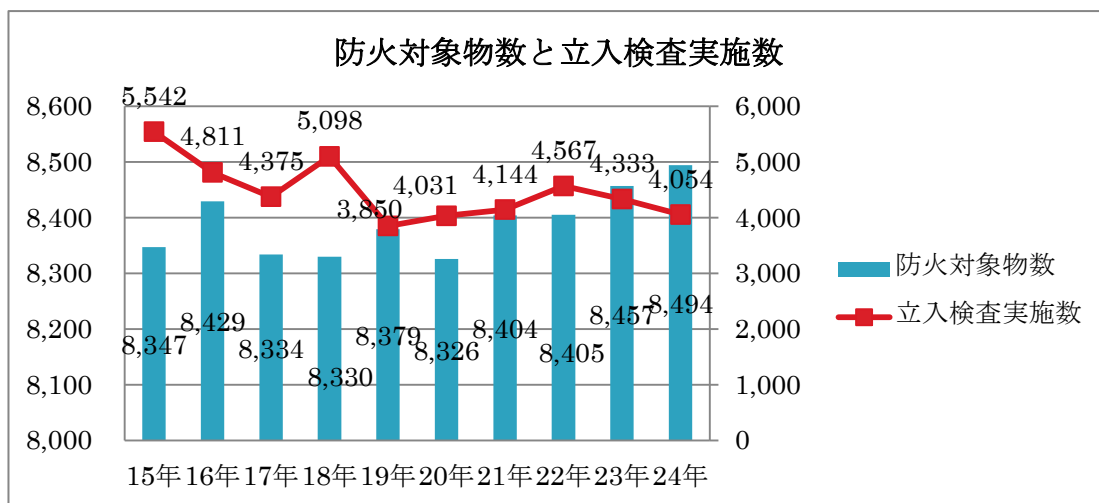
当消防組合管内の防火対象物の推移を見ると、最近の10年間で140件ほど増加しています。一方で、救急出動件数の増加等業務の増加により、立入検査実施数は、減少しています。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
防火対象物延べ違反数	5,732	4,000	予防課	立入検査計画

## 《今後の取り組み》

- ・ 予防専従員を中心に、立入検査計画を立て、計画的に違反対象物に対する立入検査を実施し、立入検査等により判明した防火管理上の不備や消防用設備等の未設置などの違反を是正指導します。また、火災の予防に危険であると認める場合は、命令等を行い法令に適合したものになるよう違反状態の是正に努めます。
- ・ 予防専従員を中心とした、強固な体制を確立します。



## ★ 個別施策 4-4 危険物施設の安全対策

## 《現状と課題》

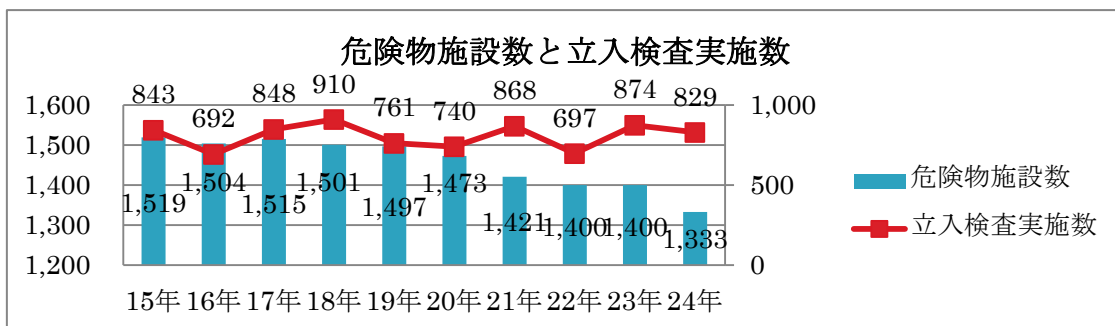
危険物施設は、平成15年には1,519施設ありましたが、平成24年には、1,333施設になり、毎年減少傾向にあります。これは、平成23年の法令改正により地下貯蔵タンクの基準が変わり、維持する基準が厳しくなったことが大きな要因を占めていると思われます。また、危険物施設における事故発生件数は全国的に増加し高止まりの傾向にあり、管内でも毎年4件程度発生しています。このような事故は、大きな災害を引き起こす可能性があるため、その事故を未然に防ぐために安全対策を推進します。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
立入検査実施数	829回	1,000回	予防課	立入検査計画

## 《今後の取り組み》

- 危険物施設への指導を徹底するため、立入検査計画を立て、計画的に立入検査を実施し、事故防止アクションプランに基づいた「事故情報の共有」「地震対策」「経年劣化による事故防止対策」「保安教育の充実」「応急対応能力の向上」を重点に、事故防止対策を推進していきます。



■ 高圧ガス施設の検査

## 5 地域防災力・消防力の充実強化

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において救助活動は、自助が70%、共助が20%、公助が10%だったといわれています。このように、想定を超える大規模災害が発生した場合、消防機関をはじめとする公的機関による消火、救助、救急活動は望めないのが現実です。また水道、電気、ガスなどのインフラが停止することによって、日常使用できる機械・器具などは使用することができません。

このような時、災害による被害を少しでも少なくするためには、自分の身は自分で守るという「自助」の意識を持つことが重要です。自分が救助される側にならないようにするために、常日頃から「自助」の意識を持つようにしなければなりません。そういった意識を持ってもらうために、女性防火クラブや幼年・少年消防クラブへの訓練や指導を積極的に行い意識付けしていく必要があります。

また、大規模災害が発生した時、公的機関による救出「公助」はなかなか期待できません。それは、交通網やライフラインの断絶などにより緊急車両がなかなか現場に到着することができない事によります。また、災害が各地で発生し組合の消防力を超えるような事態になると、消防車両には限りがありますので全ての災害現場に対応することはできません。こうした時、大きな事業所には「自衛消防隊」が組織されています。消防機関が到着するまで、この自衛消防隊による、消火活動や救出活動などが期待されます。この自衛消防隊が地域の防災力・消防力向上につながるように連携を強化していきます。

そして、大規模災害発生時に威力を発揮するのは消防団です。消防団は消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町に設置される消防機関です。消火活動や水防活動だけでなく、救命講習の受講など地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担っています。こうした地域における消防防災のリーダーである消防団との連携強化を進めていきます。



■防火ポスター展



■事業所初期消火競技大会

## ★ 個別施策 5-1 各種団体の育成指導

## 《現状と課題》

女性防火クラブや幼年・少年消防クラブは、構成市町や小学校などの単位で設置されています。女性防火クラブは、災害時に容易に使える「空き缶コンロによる炊飯」の普及などその活躍の場を広げ、大規模災害時に欠かすことのできない存在になっています。

一方、幼年・少年消防クラブは、防火思想の普及や各地域の子どもの消防防災に関するリーダーとして重要な役割を担っています。

こうした女性や子どもの力を活用し、いかに地域の防災力・消防力を向上させるかが課題となっています。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
女性防火クラブ、幼年・消防クラブの訓練参加人数	1,059人	1,100人	予防課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 女性防火クラブ員との連携を強化し、大規模災害時にスムーズな情報共有ができるようにします。

## ★ 個別施策 5-2 事業所の消防力育成

## 《現状と課題》

火災発生時だけではなく、大規模災害の発生時にその被害を軽減するため、また、地域の被害を軽減するために事業所の消防力を育成していく必要があります。現在、一定規模以上の事業所において事業所初期消火競技大会を開催し、事業所の消防力の育成に努めています。また、事業所リーダー研修会を開催しそのリーダーの育成に努めています。今後、この研修会や協議会への参加団体数を増やし、事業所の消防力向上を図ることが課題となっています。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
初期消火競技大会・リーダー研修会の参加団体数	63	70	予防課	

## 《今後の取り組み》

- ・ あらゆる機会を捉えて、事業所に初期消火競技大会やリーダー研修会への参加を促します。

### ★ 個別施策 5-3 消防団との連携強化

#### 《現状と課題》

全国的には、消防団員数が年々減少している事が問題となっていますが、当消防組合管内の消防団員数は、平成17年に大垣市と墨俣町が合併以後、若干の減少は見られますがそれほど大きな減少ではありません。

一方、東日本大震災では、多くの消防団員が犠牲となってしまいました。これは、消防団員に対する安全管理や連絡手段が無かったこと等が問題とされています。これらの問題については、重要に受け止め、今後、ハード面だけではなくソフト面を含めて整備していく必要があります。

また、消防団員の役割は、火災の消火だけではなく大規模災害時の救助活動や火災予防活動等多岐にわたっています。このように幅広い活動を実施する消防団との連携を強化し、地域の安全安心を守っていく必要があります。

#### 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
消防団との合同訓練	19回	24回	警防課	

#### 《今後の取り組み》

- ・ 消防団と連携した実践的な訓練の実施により、知識や技術の習得に努め災害時の対応能力を高めていきます。



■分団担当演習



■少年消防リーダー研修会

## 6 災害対応力の強化

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、観測史上最大の地震エネルギーで東日本を襲い、建物を倒壊させ10mを超える大津波を引き起こし、地盤沈下や液状化等により、被害が極めて広範囲に及びました。また、東京電力福島第一原子力発電所では、メルトダウンを経て大量の放射性物質の漏えい事故へと発展しました。

この地域においては、東北地方太平洋沖地震と同じ海溝型地震として東海・東南海・南海連動型地震（南海トラフ巨大地震）の発生が危惧されており、歴史記録から地震の規模もマグニチュード8以上になると予想され同様の被害が発生すると懸念されています。

また、岐阜県は、東日本大震災を踏まえ内陸直下型地震の想定地震をより規模が大きい地震へと見直し調査した結果、養老一桑名一四日市断層帯地震では南海トラフ巨大地震より1段階あるいは2段階大きな揺れになると想定されました。

自然災害では、このような巨大地震のほか、局地的集中豪雨による河川の氾濫、海水温上昇に伴うスーパー台風への対応など被害を軽減させる体制を整えていく必要があります。

人的災害に目を向けると、原子力関連施設の放射能事故、兵庫県尼崎市の列車脱線事故、関越自動車道での高速バスによる多数傷病者救助事故、笹子トンネル天井板落下事故など多種多様な災害が発生しています。また、平成24年には東海環状自動車道大垣西IC～養老JCT間が開通しましたが、区間全般が対面通行であるため高エネルギーの交通事故が懸念されることから救出時間の長時間化が予想され救出までの傷病者の高度な管理などハード面、ソフト面の充実はもとより、現場への医師派遣、NEXCO及び警察機関による交通整理、防災ヘリ及びドクターヘリなど災害対応機関との連携をますます強化する必要があります。名神高速道路では、平成27年に安八町及び養老町にスマートICの建設が計画されているため、出動計画の見直し及び管轄となる署所への対応機械器具の配備など計画していかなければなりません。

このようにますます複雑で多様化する災害に対応するため、後期基本計画では組織をあげての大規模な想定訓練を計画し、署所間、部隊間及び隊員間の意思疎通をスムーズにし、円滑な救助救出活動ができるようにしていく必要があります。



■ドクターヘリとの合同訓練





## ★ 個別施策 6-1 大規模災害時の対応力強化

## 《現状と課題》

南海トラフ巨大地震や養老一桑名一四日市断層帯地震などの巨大地震が発生した場合、建物の倒壊、重量物の落下、崖崩れ、交通機関の衝突、危険物・毒劇物の漏えい及び不特定多数の者が集合する大規模建築物等でのパニックなど様々な事態が複合して同時かつ広範に被害が発生するため、これに対処する人・物が不足することが予想されます。このため県広域応援協定による応援隊の要請や緊急消防援助隊の派遣要請などを行うことになるが、前例がないため円滑に受援体制を整えることができるか不安が残ります。

人的大規模災害では高エネルギーによる事故及び多数の傷病者が発生すると見込まれる事故には鉄道や高速道路での事故が予想されます。これらの災害は、災害対応機関が有機的に機能し連携することで早期収束につながりますが、各機関を交えた合同訓練はあまり例がありません。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
大規模災害対応訓練の回数	3回	3回(15)	警防課	()は5年間の数値

## 《今後の取り組み》

- ・ 巨大地震を想定したRPG型図上訓練や参集訓練を実施します。
- ・ 県内応援隊及び緊援隊の円滑な受援体制の構築に向けた訓練を実施します。
- ・ 河川氾濫、スーパー台風及び竜巻等の災害に対して、災害対策本部の情報収集能力の向上及び対応力の向上を図るため、図上訓練を実施します。
- ・ あらゆる災害を想定し、災害対応機関との合同訓練を実施し連携強化に努めます。
- ・ 民間企業との大規模災害に係る協定を締結し、有事の際の対応力の向上を図ります。



■ RPG型図上訓練



■ 平成25年度緊急消防援助隊中部ブロック訓練

## ★ 個別施策 6-2 高速道路等における災害対応力の強化

## 《現状と課題》

高速道路等における交通事故は、一般的には自動車が高速で走行している関係から衝突時のエネルギーが大きいため車両が大破し救出に困難を極めることが多いという特徴があります。救出に時間を要することは、傷病者を医師の管理下に置くまでに時間がかかることを意味するため、このような場合には、医師の派遣を要請する必要があります。

高速道路には、地上からのアクセスが制限されるため、多数傷病者発生事故や危険物流出事故時には、対応できる部隊を初動で出動させる必要があるため通報時の内容が大変重要となります。これは通報時からNEXCOや警察機関と情報共有を行うことにより、解消していかなければなりません。

安八町内で建設が計画されている名神高速道路のスマートインターチェンジは、新たに東分署が対応することになるため、安全に活動するための機械器具の整備等が必要となります。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
東海環状自動車道開通に伴う応援協定の制定	—	—	警防課	
スマート IC 完成に伴う訓練の実施	—	2 回	警防課	

## 《今後の取り組み》

- ・ 東海環状自動車道開通に伴う応援協定を制定します。
- ・ 災害対応機関との連携訓練を実施します。
- ・ 高速自動車国道等活動要領を作成し、安全かつ迅速に活動するための要領を作成します。



■東海環状自動車道 大野神戸インターチェンジ（仮）

### ★ 個別施策 6-3 救助業務高度化の推進

#### 《現状と課題》

前期基本計画により、救助隊の創設とBC災害対応器具の整備が終了しました。

救助隊については創設から日が浅いため、指揮隊を核とした、消防隊及び救急隊等との連携活動訓練を頻繁に実施し、部隊間及び隊員間の意思疎通をスムーズにしなくてはなりません。

また、BC災害の対応にあっては、対応機械器具を整備している中消防署だけでは対応できる災害ではないため、他署所との合同訓練を随時行っていかなければなりません。

近年の大量退職大量採用により、隊員の勤続年数が低く訓練の頻度が少ないため技量が低く、また、知識や経験が浅いため、計画的な教育訓練が必要となります。

この問題は、緊急消防援助隊救助部隊員や水難救助隊員も同様に抱えています。

こうした部隊を少しでも円滑、かつ安定して運用するためには業務規程を策定する必要があり、また、救助活動を安全に実施するためには、活動要領の策定が必要となります。

#### 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
警防課主管訓練の実施	3回	5回(25)	警防課	()は5年間の数値

#### 《今後の取り組み》

- ・ 合同連携訓練の実施については、署所間の調整及び災害対応機関との調整が必要であることから、警防課で訓練を企画し実施します。
- ・ 救助業務規程の策定及び各種活動要領及び基準の策定、既存例規を見直します。
- ・ 教育の技法及び訓練手法等を見直し、効果的な人材育成の方法を研究します。
- ・ 水難救助隊員指導員を養成し、救助技術の向上だけでなく、不測の事態に備えたセルフレスキューを強化します。



■ 防災ヘリ合同訓練



■ BC災害訓練

## 7 消防施設等の充実強化

東北地方太平洋沖地震はマグニチュード9.0で気象庁観測史上最大の地震となっており、300もの消防本部等の庁舎が被害を受けています。同規模の地震が発生した場合、消防署所が倒壊することにより、消防活動に支障をきたすばかりか、本来、消防活動の拠点として機能すべき施設ですが、保有する資機材や車両が活用不能となり、地域住民の安全・安心を守ることができなくなります。

当消防組合の消防庁舎は、消防本部・中消防署併設庁舎は、平成17年2月に現在地に新築移転したことにより耐震基準を満たしていますが、他の6署所の施設は組合発足当時のまま耐震化工事を実施していません。今後、消防庁舎建設検討委員会を中心に消防庁舎の施設整備を行っていく必要があります。

現在、当消防組合では、緊急車両等の更新計画を作成し、定期的・計画的に消防車両や資機材の更新を実施しています。近年の災害の多種多様化に備えるため、各種の災害に対応した車両や資機材を導入するなど、住民の安全・安心を守るために、消防職員が安心して活動出来る体制を整備する必要があります。



■平成25年更新車両



■平成25年更新車両

## ★ 個別施策 7-1 消防署所の整備

## 《現状と課題》

大規模災害が発生した時には、消防署所は消防職員の活動拠点になる施設です。消防署所に被害があつては、消防車両が出動し住民の安全・安心を守ることができません。しかし、現在の消防署所は、消防本部・中消防署併設庁舎以外の庁舎は、組合発足当初（昭和46年から48年）に建てられた庁舎ばかりで耐震基準を満たしていません。

また、近年の災害の傾向は、局地的集中豪雨による河川の氾濫等の自然災害、原子力施設の放射能事故、高速道路における多数傷病者発生事故等複雑多様化しており、あらゆる災害に対応するために、高度な訓練の実施は欠かすことが出来ません。しかし、現在訓練施設が整備されているのは、中消防署のみで、地域の実情に応じた訓練施設の設置も課題となっています。

## 《指標》

名 称	24年度	30年度	担当課	備 考
5か年で赤坂分署の整備	—	—	総務課	消防庁舎建設計画

## 《今後の取り組み》

- ・ 耐震基準を満たしていない赤坂分署（昭和42年）から建て替え、順次耐震化していきます。
- ・ 地域の実情に応じた訓練施設を整備します。



■ 中消防署訓練塔

## ★ 個別施策 7-2 消防車両・消防資機材等の整備・更新

## 《現状と課題》

消防車両の更新は、特殊車両 20 年、救助工作車 16 年、救急車 9 年、その他の消防車 12 年等更新年数を定めて定期的・計画的に整備しています。しかし、多種多様化する災害に対応するために、資機材の更新や整備を定期的に行っていく必要があります。

現在、消防ポンプ自動車と救急車や特殊車両等との乗り換え運用を実施しています。また、消防車両等の乗車人数は、消防力の整備指針に定める人員を満たしていません。

## 《指標》

名 称	24 年度	30 年度	担当課	備 考
消防車両・消防資機材の更新	2 台	15 台	警防課	消防車両更新計画

## 《今後の取り組み》

- ・ 消防車両の更新計画を作成し、計画的に整備します。
- ・ 消防力の整備指針に満たない人員で搭乗することや、組合管内の建物事情及び道路事情を踏まえ、消防活動を迅速かつ有効に行うことができる車両の導入を検討します。
- ・ 隊員の命を守る防火衣の老朽化が進んでいるため、防火衣更新計画を定め定期的に更新していきます。
- ・ 消防機器は年々進化しています。これらの機器を精査した上で、当組合管内で有効活用可能と判断した場合は、その都度更新計画等を定め積極的に取り入れます。

### 第3章 「大垣消防組合後期基本計画」の検証・評価

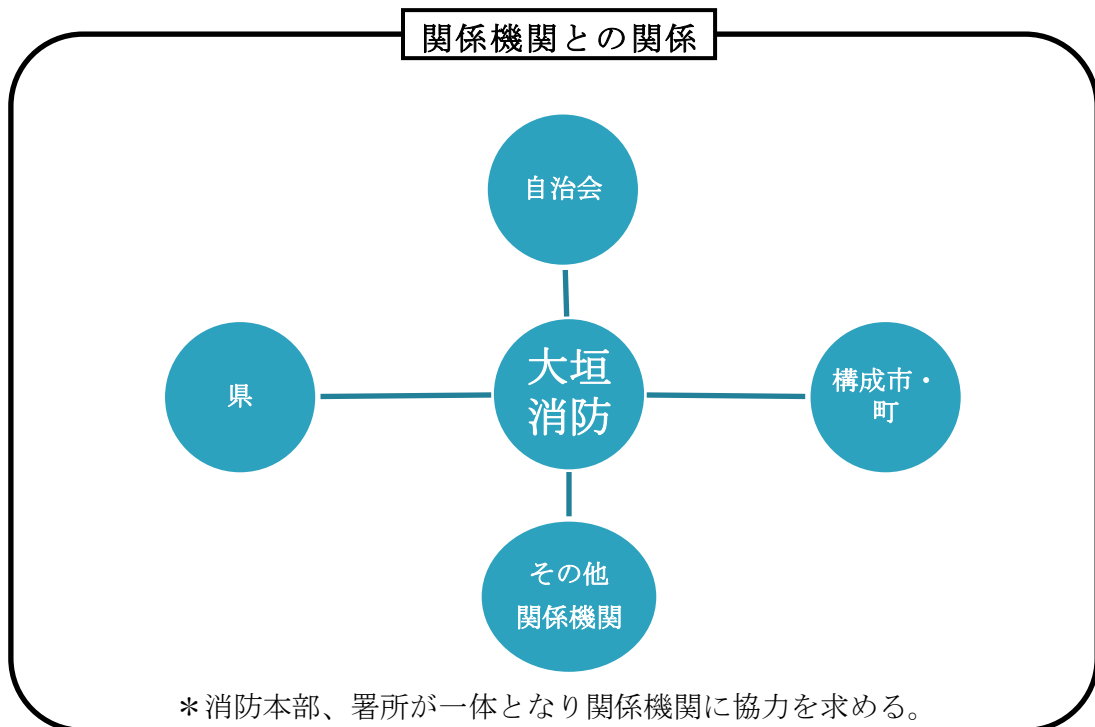
## 重点施策、施策体系の検証・評価

### 1 後期基本計画の運用体制

近年の災害は、地震や巨大台風、ゲリラ的集中豪雨をはじめとする自然災害や高速道路多重事故災害、鉄道災害等多種多様な災害が発生しています。また、この地域では、南海トラフ巨大地震や養老-桑名-四日市断層による地震発生危険性が叫ばれています。こうした災害に対応できる消防体制を整備することは、当消防組合にとって喫緊の課題となっています。

また、近年の救急業務の高度化や予防に関する法律の改正等、消防に関する業務の高度化の進捗は著しいものがあります。こうした、社会情勢の変化や住民ニーズに対応し、安全・安心を守ることが、我々消防の使命です。この使命を達成するための今後の方針を定めたものが、この基本計画です。

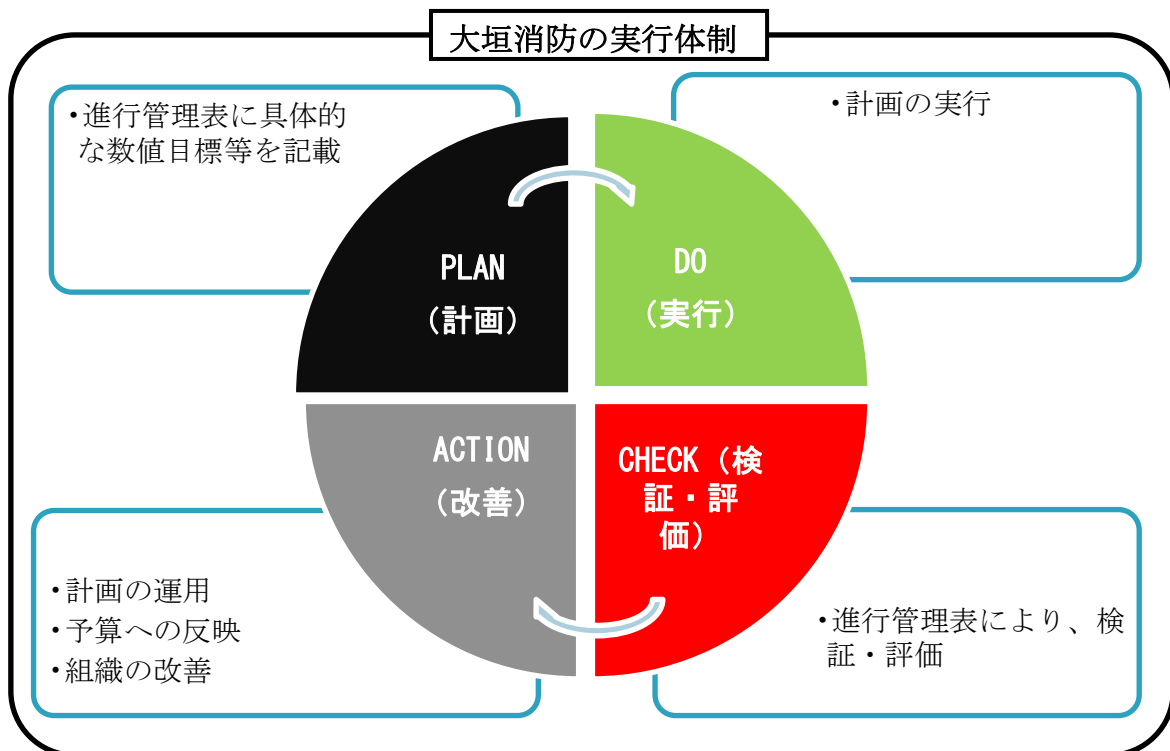
この基本計画で定めた目標を達成するためには、我々消防職員のみで達成することは、不可能です。管内住民の参加意欲を育成し、地域に根ざした普及活動を実施することが必要となります。今後は、従来より積極的に情報を提供し、住民や関係機関と連携を強化し取り組んでいきます。



## 2 後期基本計画の検証・評価について

「管内住民の安全・安心を守る」ために、全職員がこの後期基本計画に掲げた目標を達成するという共通認識を持ち、本計画を推進します。

本計画をより、実効性のあるものにするために、個別施策の具体的な取り組みについては、毎年度、3か年を見据えた「実施計画」を策定し、その進行管理は「P D C A」サイクルにより実施し、しっかりと検証と評価を行い、改善を図りながら計画を推進します。





## ○ 参考資料

# 1 用語集

### 【安全・安心QQステーション】

AEDが設置されており、従業員に普通救命講習の受講者がいる事業所のうち、申請があった事業所に対してシールを公布する、大垣消防組合独自の制度

### 【NBC 災害】

核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害 のこと

### 【拡大3処置】

1. 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与
2. 重症ぜんそく患者に対する $\beta$ 刺激薬の使用
3. 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施

### 【社会復帰率】

心肺停止傷病者のうち、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例で社会復帰した割合

### 【住宅用火災警報器】

一般住宅に設置され、火災の煙や熱を感知して音声やブザー音で警報する警報器のこと

### 【消防救急無線のデジタル化】

消防救急アナログ無線は、車両動態管理・文字等のデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化及び電波の有効利用の観点から、各消防本部等において、消防用無線局による150MHz 帯周波数の使用期限である平成28年5月末までにデジタル方式 (260MHz 帯) に移行することとされている。

### 【超高齢化社会】

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと

**【南海トラフ巨大地震】**

南海トラフの巨大地震の震源断層域を駿河湾側は駿河湾における南海トラフのトラフ軸から、日向灘側は九州・パラオ海嶺の北側付近でフィリピン海プレートが厚くなる領域までとしている。また、深さ方向には、トラフ軸からプレート境界面の深さ約30km～40kmとしている。（内閣府ホームページより）

**【メディカルコントロール協議会】**

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急隊員が行う応急処置の質を保証する体制のこと

**【予防技術資格者】**

建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するもので、国家資格

## 2 個別施策の指標と目標値一覧表

施策	個別施策名称	指 標	24年度	30年度	主管課
1-1	組織の機能強化	定数の見直し	定数増員の検討		総務課
1-2	人材育成	階層別研修の開催	—	1回(5)	総務課
2-1	消防救急無線のデジタル化に伴う運用整備	消防救急無線のデジタル化	—	—	指令課
2-2	口頭指導体制の強化	口頭指導の実施率	94%	100%	指令課
2-3	迅速正確な出動指令	119番入電から指令時間	1分34秒	1分20秒	指令課
2-4	大規模災害時の災害情報共有システムの運用	運用マニュアルの作成	—	—	指令課 警防課
3-1	救急業務の高度化の推進	認定救急救命士の増員	28人	41人	警防課
3-2	増加する救急業務への対応	軽症傷病者の搬送数の減少	3,077人	2,500人	警防課
3-3	住民への応急手当の普及	住民による心肺蘇生法実施率	44.3%	75%	警防課
4-1	防火思想の普及啓発	防災訓練・防災講習会の実施回数	489回	600回	予防課
4-2	住宅防火対策の推進	住宅用火災警報器の設置率	66%	90%	予防課
4-3	建築物の火災予防対策	防火対象物延べ違反数	5,732	4,000	予防課
4-4	危険物施設の安全対策	立入検査実施数	829	1,000	予防課
5-1	各種団体の育成指導	女性防火クラブ、幼年・少年消防クラブの訓練参加人数	1,059人	1,100人	予防課
5-2	事業所の消防力育成	初期消火競技大会・リーダー研修会の参加団体数	63	70	予防課
5-3	消防団との連携強化	消防団との合同訓練	19回	24回	警防課
6-1	大規模災害時の対応力強化	大規模災害対応訓練の回数	3回	3回(15)	警防課
6-2	高速道路等における災害対応力の強化	東海環状自動車道開通に伴う応援協定の制定	—	—	警防課
		スマートIC完成に伴う訓練の実施	—	2回	警防課
6-3	救助業務の高度化の推進	警防課主管訓練の実施	3回	5回(25)	警防課
7-1	消防署所の整備	5か年で赤坂分署の整備	—	—	総務課
7-2	消防車両・消防資機材の整備・更新	消防車両・消防資機材の更新	2台	15台	警防課

\* ( ) 内の数値は平成26年度から平成30年度の合計値



## 大垣消防組合後期基本計画

平成 26 年度～平成 30 年度

作成：大垣消防組合消防本部総務課

〒 503-0933

大垣市外野 3 丁目 20 番地 2

TEL 0584-87-1511